

令和4年4月27日開催

令和4年度  
燕市農業委員会第1回総会議事録

燕市農業委員会

## 燕市農業委員会第1回総会 議事録

1. 開催日時 令和4年4月27日(水曜日)  
午前9時30分～午前10時03分

2. 開催場所 燕市役所 3階 会議室 301

3. 出席委員 (24名)

1番 山浦 博	11番 澁木 誠治	21番 片桐 正敏
2番 本田 繁	12番 山田 直子	22番 荻原 一郎
3番 三浦 哲郎	13番 江口 保	23番 山崎登美雄
4番 土田 喜七	14番 渡邊美代子	24番 小川 芳秀
5番 山上 忠	15番 江辺 耕一	25番 和田 正春
7番 笠原 久幸	17番 瀬戸 一義	
8番 藤田 浩介	18番 五十嵐博子	
9番 遠藤 忠夫	19番 明田栄以知	
10番 長谷川治仁	20番 阿部 恵作	

4. 欠席委員 (2名)

欠席 2名 6番 澤口 隆行 16番 金山 吉夫  
欠員 0名

5. 会議日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員の選任
- (3) 会長報告

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告

報告第2号 農地等の現況に係る照会について

報告第3号 農地法第4条の規定による許可を要しない転用  
(2a未満の転用)の報告

報告第4号 空き家に附属した農地の指定解除について

(4) 議事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地転用事業計画変更承認申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について
- 議案第5号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について及び農用地利用配分計画の認可について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 小池 和恵 次長 広瀬美佳子 主任 治田 祐樹

7. 総会議長

和田 正春 （会長）

8. 議事録署名委員

19番 明田栄以知 20番 阿部 恵作

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会は議席番号6番澤口委員、16番金山委員より欠席の連絡がありましたので報告いたします。</p> <p>なお、各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきましては、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願いいたします。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p>
議 長	<p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は24名であります。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第1回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程2の議事録署名委員の選任についてであります。</p> <p>議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それでは、議長として次の2名を指名致します。</p> <p>議席番号19番 明田栄以知 委員及び</p> <p>議席番号20番 阿部 恵作 委員にお願いします。</p>
議 長	<p>次に、日程3の会長報告についてであります。</p> <p>会長報告第1号から第4号を事務局に一括して報告を求めます。</p>
事務局	<p>会長報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)」の報告であります。</p> <p>受付番号1番 笈ヶ島字五郎右エ門田の田、1筆、1,238㎡、地権者耕作に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号2番 松橋字西の田、1筆、674㎡、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号3番 松橋字南の田 計8筆、3,754㎡、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号4番 松橋字西の田、1筆、872㎡、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>次に、農協転貸の解約であります。</p> <p>受付番号5番 松橋字西の田、計20筆、21,342㎡、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号6番 松橋字西の田、計6筆、4,913㎡、耕作者変更に伴う</p>

事務局	<p>利用権の解約であります。</p> <p>受付番号7番 東太田字下前田の田、計11筆、7,343㎡、中間管理事業移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号8番 杣木字枯木の田、計2筆、1,704㎡、3条申請に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号9番 雀森字向の田、1筆、2,521㎡、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号10番 吉田弥生町の田、1筆、1,021㎡、中間管理事業移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>続きまして、会長報告第2号、「農地の現況に係る照会について」であります。</p> <p>受付番号1番 吉田吉栄字二番割の田、計7筆、3,685㎡、現況地目は農地、転用許可等の有無はなし。小作人等についてはなし。買受適格証明書の要否については要する。農用地区域内であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第3号、「農地法第4条の規定による許可を要しない転用（2a未満の転用）の報告」であります。</p> <p>受付番号1番 灰方字北の田、1筆、497㎡のうち71.16㎡、転用目的は農舎、農用地区域外であります。</p> <p>位置図・土地利用計画図は、議案資料1～2頁をご覧ください。市道拡幅に伴い、既存の農舎を解体し、新たに農舎の建築をしますが、宅地部分だけでは面積が不足し、農地の一部を転用するものであります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第4号、「空き家に附属した農地の指定の解除について」であります。</p> <p>受付番号1番 小古津新字本村通の田、1筆、576㎡、指定日は令和4年1月28日議案第57号、指定解除の事由は「空き家バンクに登録していた空き家が、不動産業者との売買契約成立により登録を抹消した」ためであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の報告が終わりましたので、質問を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。</p> <p>(質問なし)</p>

議 長	ご質問が無いようですので、日程4の議事に入ります。
議 長	それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>1番と2番は交換になります。</p> <p>受付番号1番 大保字原の田畑、2筆、388㎡、契約内容は2番との交換。位置図は議案資料の3頁をご覧ください。</p> <p>受付番号2番 大保字原の田、1筆、377㎡、契約内容は1番との交換。位置図は同じく3頁をご覧ください。</p> <p>以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。本件については、去る4月21日、第3事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
小川委員長	4月21日、午前9時30分より、301会議室で、第3事前審査委員会、委員2名欠席による審査の結果「農地法第3条の規定による許可申請」2件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	<p>只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事で、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事に決しました。
議 長	次に、議案第2号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	<p>議案第2号「農地転用事業計画変更承認申請について」であります。</p> <p>受付番号1番 南六丁目の畑、計2筆、面積470㎡、当初の転用目的である貸駐車場として5年間をめどに利用予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大による患者の増加から、地域医療がひっ迫しており、前倒しで診療所開業</p>

	<p>するものです。</p> <p>位置図は、議案資料4～5頁をご覧ください。なお、顛末書が添付されておりますので、事前審査委員会で読み上げさせていただいたところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても第3事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
小川委員長	<p>審査の結果、事業計画変更承認申請1件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、小川委員長より、審査結果内容の報告がありました。</p> <p>これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号1番 吉田字六反の畑、計7筆、757㎡、転用目的は駐車場18台、契約内容は売買、令和5年3月31日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料6～7頁をご覧ください。</p> <p>青果市場の移転に伴い、一般市民向けの物販販売店を計画し、先月許可となったところでありますが、その物販店の駐車場として利用するものであります。</p> <p>申請地は、市場移転のため、農振除外を受けた農振白地の農地であります。市場の関連施設と認められ、学校や保育園、医療施設が多々ある市街地内の農地であることから、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号2番 地藏堂字川原五十歩の田畑、計10筆、面積2,869㎡、転用目的は資材置場、契約内容は売買、令和4年5月31</p>

日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 8～9 頁をご覧ください。

工事で発生する土砂等の置場として一時転用許可で利用していましたが、今般、土地を譲り受け資材置場の安定を確保し、業務の効率化をはかるものであります。

申請地は第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断される所でございます。

受付番号 3 番 花見字堤下の田畑、2 筆、736 m<sup>2</sup>、転用目的は建売住宅 (4 区画)、契約内容は売買、令和 5 年 6 月 30 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 10～11 頁をご覧ください。

業務の拡大を図るため、当該地を購入し造成工事を行い、建売住宅を販売するものであります。

集落内の宅地に連担する農地で宅地に囲まれていることから、周辺農地への影響も少なく第 3 種農地であると判断される所でございます。

受付番号 4 番 笈ヶ島字笹曲の田、1 筆、1,899 m<sup>2</sup>、転用目的は宅地造成 (22 区画)、契約内容は売買、令和 4 年 9 月 30 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 12～13 頁をご覧ください。

業務の拡大を図るため、隣接する宅地と当該地を購入し宅地造成を行い、販売するものであります。

申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第 3 種農地であると判断される所でございます。

受付番号 5 番 水道町四丁目の田畑、計 3 筆、1,758 m<sup>2</sup>、転用目的はグループホームの建設、契約内容は売買、令和 5 年 3 月 31 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 14～15 頁をご覧ください。

業務の拡大を図るため、需要の高まっているグループホームを建設するものであります。

申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第 3 種農地であると判断される所でございます。

	<p>ろであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第3事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
小川委員長	<p>審査の結果、農地法第5条の規定による許可申請5件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。</p> <p>これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第4号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第4号「農用地利用集積計画(案)の決定について」であります。始めに、所有権の移転であります。議案の14頁をご覧ください。</p> <p>受付番号1番 燕字荒床の田、計2筆、544㎡、移転時期は令和4年5月23日、対価は〇円、引渡し時期は令和4年5月31日。位置図は議案資料16頁をご覧ください。</p> <p>受付番号2番 粟生津字山王の田、計2筆、3,375㎡、移転時期・引渡し時期は全て同じですので、お読み取り下さい。対価は〇円、位置図は同じく16頁になります。</p> <p>農振の用途変更をし、農業用施設を建設するため譲り受けるものです。</p> <p>続いて、利用権設定になります。議案の15頁をご覧ください。</p> <p>受付番号1番 灰方字南の田、計7筆、7,125㎡、10年の新規設定になります。以下、対価はお読み取り下さい。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第3事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。</p>

小川委員長	<p>審査の結果、農業経営基盤強化促進法による所有権移転2件、利用権の新規設定1件、異議がなかった事を報告します。</p>
議 長	<p>只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、決定とする事で、ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第5号の審議となりますが、私が関係する案件が含まれるため、ここで議事の進行を本田職務代理と交代致します。</p>
<u>職務代理</u>	<p>それでは、議案第5号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について及び農用地利用配分計画の認可について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第5号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について及び農用地利用配分計画の認可について」であります。</p> <p>議案の16頁をご覧ください。</p> <p>それでは、11年の農用地利用集積計画であります。</p> <p>議案につきましては、事前配布してございますので、一番目のみ読み上げさせていただきます。</p> <p>受付番号1番 小古津新の田、1筆、10,327㎡、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和14年11月30日までの11年、単価については記載のとおりですので、お読み取りください。</p>
事務局	<p>次に、30頁をご覧ください。10年の集積計画であります。</p> <p>受付番号20番 三王淵字下谷地の田、計2筆、2,202㎡、設定期間は令和14年4月5日までの10年であります。</p>
事務局	<p>次に、33頁をご覧ください。9年の集積計画であります。</p> <p>受付番号35番 吉田本所字藤島の田、1筆、9,268㎡、設定期間は令和13年3月5日までの9年であります。</p>
事務局	<p>次に、34頁をご覧ください。6年の集積計画であります。</p>

事務局	<p>受付番号 36 番 吉田西太田字土手内の田、1 筆、2,898 m<sup>2</sup>、設定期間は令和 10 年 4 月 5 日までの 6 年であります。</p> <p>次に、35 頁をご覧ください。5 年の集積計画であります。</p> <p>受付番号 37 番 東太田字下新道の田、計 7 筆、7,147 m<sup>2</sup>、設定期間は令和 9 年 4 月 5 日までの 5 年であります。</p> <p>なお、集積計画で委員の関係する案件はありませんでした。</p>
事務局	<p>次に、配分計画であります。議案の 36 頁をご覧ください。</p> <p>それでは、初めに 11 年の配分計画であります。</p> <p>こちらにつきましても、一番目のみ読み上げさせていただきます。</p> <p>受付番号 1 番 小古津新の田、1 筆、10,327 m<sup>2</sup>、設定期間は令和 14 年 11 月 30 日までの 11 年であります。</p>
事務局	<p>次に、48 頁をご覧ください。10 年の配分計画になります。</p> <p>関係委員の案件として、上段、受付番号 3 番に和田委員の関係する案件が 1 件ございます。こちらにつきましても、一番目のみ読み上げさせていただきます。</p> <p>受付番号 3 番 三王渚字下谷地の田、計 2 筆、2,202 m<sup>2</sup>、設定期間は令和 14 年 4 月 5 日までの 10 年であります。</p> <p>以下、お読み取り下さい。</p>
事務局	<p>次に、51 頁をご覧ください。9 年の配分計画であります。</p> <p>受付番号 12 番 吉田本所字藤島の田、1 筆、9,268 m<sup>2</sup>、設定期間は令和 13 年 3 月 5 日までの 9 年であります。</p>
事務局	<p>次に、52 頁をご覧ください。6 年の配分計画であります。</p> <p>受付番号 13 番 吉田西太田字土手内の田、1 筆、2,898 m<sup>2</sup>、設定期間は令和 10 年 4 月 5 日までの 6 年であります。</p>
事務局	<p>次に、53 頁をご覧ください。5 年の配分計画であります。</p> <p>受付番号 14 番 東太田字下新道の田、計 7 筆、7,147 m<sup>2</sup>、設定期間は令和 9 年 4 月 5 日までの 5 年であります。</p> <p>以下、お読みとりください。</p>
事務局	<p>次に、配分計画の移転であります。議案の 54 頁をご覧ください。</p> <p>受付番号 1 番 松橋字西の田、計 2 筆 2,002 m<sup>2</sup>、残期間は令和 10 年</p>

事務局	<p>12月31日までの7年となります。</p> <p>受付番号2番 柚木字浜田の田他、計16筆、8,105.68㎡、残期間は令和7年3月4日までの3年となります。</p> <p>受付番号3番 柚木字中道下の田他、計9筆、8,621㎡、残期間は令和7年3月4日までの3年となります。</p> <p>以下、お読み取り下さい。</p> <p>また、今回の申請で農地所有適格法人が、新たに利用権の設定を受けることになるため、要件確認資料を添付しましたので、議案55頁の「議案第4・5号関係資料」をご覧ください。</p> <p>今回の利用権の申請がありました、農事組合法人まっはしは、(1)から(4)までの農地所有適格法人の全ての要件を満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
職務代理	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第3事前審査委員会が開催されていますので、関係委員の案件である配分計画の番号3番を除いて、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
小川委員長	<p>審査の結果、農地中間管理事業の集積計画37件、同じく関係委員の案件1件を除く配分計画13件、配分の移転3件、異議がなかった事を報告致します。</p>
職務代理	<p>只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
職務代理	<p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画は、原案どおり決定する事、また農用地利用配分計画については、番号3番を除いて、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
職務代理	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画については、原案どおり「決定」とする事、また、農用地利用配分計画については、「意見は特になし」とする事に決しました。</p>
職務代理	<p>それでは、関係委員である、議席番号25番和田委員は退席願います。</p> <p>(関係委員 退室 午前9時59分)</p> <p>それでは、関係委員の案件、農用地利用配分計画(案)、受付番号3番について、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>

小川委員長	<p>審査の結果、配分計画、番号3番について、「意見がなかった」事を報告致します。</p>
職務代理	<p>只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>
職務代理	<p style="text-align: center;">(質疑なし)</p> <p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「意見はなし」とする事で、異議ありませんか。</p>
職務代理	<p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定する事に決しました。</p>
職務代理	<p>関係委員は、入室願います。</p>
職務代理	<p style="text-align: center;">(関係委員 入室・着席 午前10時01分)</p>
職務代理	<p>退席された和田委員に報告します。関係委員の案件につきましては、「意見は特になし」とする事に決しました。ご協力ありがとうございました。</p> <p>ここで議事の進行を議長にお返し致します。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しました。なお、議案第4号、議案第5号の案件につきましては、<u>5月6日</u>の告示により効力が発生する事になります。</p> <p>これにて、燕市農業委員会第1回総会を閉会致します。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">(終了時刻 午前10時03分)</p>

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年4月27日

総会議長 和田正春

---

議事録署名委員 明月菜以知

---

議事録署名委員 阿部恵作

---